

ドイツ会計法の現代化と金融商品会計 —評価単位によるヘッジ会計を中心に—

岐 山 幸 繁

HGB-Modernisierung und Abbildung von Bewertungseinheit

Yukishige HAGEYAMA

I はじめに

ドイツ企業会計を改革するための会計法現代化法 (BilMoG) が 2009 年 5 月に施行されて商法典 (HGB) が改正されることになり, 2010 年 1 月開始の事業年度から適用されることとなった。BilMoG は, 当初, 2009 年 1 月から施行の予定であったが, 2008 年後半の世界的金融市場恐慌のあおりを受けて審議が引き延ばしとなり, このたび, やっと施行されることになったものである。

BilMoG による商法典の現代化は, 国際財務報告基準 (IFRS) と同等であるがより簡素であり, 経費面でも適切な企業会計の代替案を提供することを目的とするが, 現代化の中核ともいべき領域が金融商品会計である。本稿では, 先に公表された BilMoG の二つの草案 (参事官草案および政府草案) を対象とした前稿⁽¹⁾ に引き続き, ようやく施行となった BilMoG それゆえ改正商法典における金融商品会計, 中でも特にドイツ会計特有の評価単位によるヘッジ会計を中心に考察する。

以下においては, まず, 金融商品の時価評価に関わる新規規定とその特徴を明らかにし, 続いて評価単位に関して新設された規定をもとに, 評価単位によるヘッジ会計について考察する。

II 商法典の改正と金融商品の評価

1 金融商品の時価評価

商法典の改正により, 金融商品の時価評価が導入された。これは BilMoG 草案で予定されていたことであるが, その適用範囲が草案とはかなり異なるものとなった。すなわち, 時価評価が信用機関・金融サービス業 (以下, 信用機関等という。) の売買目的商品 (Handelsbestand) のみを対象にすることになり, それに対し, 一般事業会社への適用が見送られたのである⁽²⁾。信用機関等に対する特別規定としての商法典 340e 条は, その 3 項において次のように売買目的商品 (売買目的金融商品) の付すべき「時価」による評価を義務づける。

商法典 340e 条 資産の評価

.....

(3) ¹ 売買目的金融商品は、付すべき時価からリスク相当額を控除して評価されなければならない。² 売買目的商品への分類変更はできない。³ 同様のことは売買目的商品からの分類変更についていえる。⁴ ただし、異常な状況、特に金融商品の売買可能性の重大な悪化により、信用機関が売買の意図を放棄した場合を除く。⁵ 売買目的金融商品は、事後的に評価単位に組入れることができる。⁶ この場合、それらは評価単位完了の際にはふたたび売買目的商品に分類変更しなければならない。

金融商品の時価評価は BilMoG 草案では商法典第三編の中で規定され、法形態と業種を問わず、すべての企業に適用される予定のものであった。しかし、改正商法典では、先般の金融市場恐慌に鑑み、時価評価を信用機関等の売買目的商品に限定することとされたのである⁽³⁾。

340e 条による時価評価は、有価証券等の本源的金融商品だけでなく、売買目的デリバティブにも適用される。その結果、これまでとは異なり、売買目的デリバティブを未決取引としてオフバランス処理することはできなくなった⁽⁴⁾。

2 時価評価にともなう規定の見直し

(1) 実現原則と取得原価原則の解釈

BilMoG 草案に対して限定的となったが、ともかく商法典で金融商品の時価評価が規定された。それとともに、商法会計上の一般原則としての実現原則と取得原価原則が部分的に解釈され直すことになる。まず、商法典 252 条 1 項 4 号で規定される実現原則が、同 2 項の離脱条項により、売買目的商品については修正された形で適用されることになった。すなわち、販売により実現した収益（利益）のみに損益作用的計上を限定する従来の実現原則が、改正商法典においては売買目的商品の「実現可能」利益を計上するために放棄されるのである。その結果、信用機関等が保有する売買目的商品のすべての価値変動は、実現とは関係なく、損益計算書に計上されなければならないとなった。これとともに、同 253 条で規定される取得原価原則からの離脱も行われることになる。これにより、取得原価はすべての資産評価の上限値ではなくなり、信用機関等の売買目的商品はつねに付すべき時価で、場合によっては取得原価以上で査定されなければならないとなった。

このように信用機関等の売買目的商品に時価評価が導入され、その限りにおいて商法典は IFRS に接近したが、それでもなお IFRS との間には相違がある。商法典では「リスク相当額控除後」の付すべき時価 (beizulegender Zeitwert abzüglich eines Risikoabschlags) で評価を行うとする点がそれである。これは特に慎重性の原則を配慮したものと考えられる。この場合、リスク相当額とは実現可能利益が実現しない確率を反映するものである。それゆえ、リスク相当額は、例えばバリュエーション・アット・リスク法による企業の内部リスク管理にもとづき、金融数学を適用して決定されることになろう⁽⁵⁾。

(2) 時価評価と銀行リスク基金

売買目的商品の時価評価との関わりでは、商法典 340g 条 1 項に規定される「一般的銀行リスク基金」の設定がある。

商法典 340g 条 一般的銀行リスクに対する特別項目

- (1) 信用機関は、営業部門の特別のリスクにより商人の合理的判断に従い必要な場合には、一般的銀行リスクのヘッジのため、貸借対照表の貸方側に特別項目「一般的銀行リスク基金」を設定することができる。

一般的銀行リスク基金 (Fonds für allgemeine Bankrisiken) は、銀行業務にともなって発生するリスク全般に備えて設定される準備金であり、売買目的商品の時価評価による未実現収益も対象となる。すなわち、同 340e 条 4 項 1 文によれば、当リスク基金は売買目的商品から純収益が稼得される各事業年度において当該純収益の 10% 以上として計上され、貸借対照表で区分表示されなければならない。基金の積立ては過去 5 年間に稼得された売買目的商品の年間純収益平均の 50% に達するまで行われ、次の場合にのみ、その取崩しが認められる (同 4 項 2 文)。

- ① 売買目的商品の純損失の相殺
- ② 積立上限額の超過

一般的銀行リスク基金は慎重性の観点から配当規制を図るものと考えられるが、当基金は売買目的商品の時価評価による未実現利益だけでなく、実現利益をも対象とする。言い換えれば、将来生ずるかもしれない損失を相殺するため、売買目的商品からの純収益の 10% 以上という形で、実現利益を含め一括計上するものであるが、そのような実現利益をも含む売買目的商品からの純収益をヘッジ目的の準備金に組入れることは、当基金設定の趣旨からみて根拠づけに無理があるように思われる。その趣旨からは、当リスク基金は未実現利益のみに基づいて計上することが本筋と考えられるからである⁽⁶⁾。

(3) 時価評価と分類変更

改正商法典においては、付すべき時価による評価は信用機関等の売買目的商品に限定される。商法典 340c 条 1 項の理由説明によると、売買目的商品には、デリバティブ、短期的に発行・償還される債務証券および外国為替を含むすべての金融商品、ならびにトレーディング損益 (Eigenhandelserfolg) を目的として売買される貴金属が含まれる。また、トレーディング損益をヘッジするためのヘッジ取引も売買目的商品に含められ、時価評価の対象となる⁽⁷⁾。

商法典 340e 条 3 項 2 文および 3 文によれば、売買目的商品への分類変更または売買目的商品から他への分類変更は認められない。しかし、同 4 文に示されるように、異常な状況、特に金融商品の売買可能性の重大な悪化により、信用機関が売買意図を放棄したときは、売買目的商品からの分類変更が可能である。この離脱条項が意図しているのは、例えば、先般の金融市場危機のような市場の混乱時における企業の対応を保証することである。この場合、単なる相場変動による価格下落は金融商品の売買可能性を損なうものではなく、それゆえ、通常の場合における売買目的商品からの分類変更は認められない⁽⁸⁾。特に利益操作のために分類変更してはならないことはいうまでもない。それに対し、ヘッジのために売買目的金融商品を事後的に評価単位に組入れることが可能とされた (同 5 文)。

売買目的商品の分類変更はすべて文書化されなければならないが、さらに、改正信用機関会計法 35 条 1 項 6b 号により、すべての分類変更は付属説明書においてその理由等を記載しなければならないようになった。特に売買意図の放棄による分類変更の場合、放棄するに至った異常な状況が説明されなければならない。分類変更により企業の年度利益に生じる影響額を明らかにすることも

必要とされる⁽⁹⁾。

信用機関会計法 35 条 追加的な義務記載

6b 分類変更の場合、その理由、分類変更された売買目的金融商品の金額および分類変更が年度損益に及ぼす影響額、ならびに売買意図の放棄による分類変更の場合はそれを正当化する異常な状況。

(4) 時価と評価モデル

商法典 255 条 4 項 1 文および 2 文によれば、付すべき時価は活発な市場で決定される取引価格または市場価格に一致する。また、その理由説明によると、市場価格はそれが取引所、取引人、ブローカー、業界、価格計算サービスまたは監督当局によって容易かつ定期的に入手でき、またそれが独立の第三者間で活発かつ定期的に行われる市場取引に依拠している場合、活発な市場の価格とみなされる⁽¹⁰⁾。

商法典 255 条 評価尺度

(4) ¹付すべき時価は市場価格に一致する。²市場価格が決定される活発な市場が存在しない場合、付すべき時価は一般的に認知された評価方法によって決定しなければならない。³付すべき時価が 1 文または 2 文によって決定されない場合、253 条 4 項による取得原価または製造原価で繰越さなければならない。⁴以前に 1 文または 2 文によって決定された付すべき時価は、3 文の意味における取得原価または製造原価とみなされる。

公開市場の取引所価格または市場価格の存在が付すべき時価の最善の客観的指標である。市場による市場価格が基準であり、例えば、発行済株式に対して流通している株式数が相対的に少なく、売買が小規模であったり、または小規模市場でなんら活発な市場価格が形成できていない場合、活発な市場とはいえない⁽¹¹⁾。

活発な市場が存在しない場合、付すべき時価は認知された評価方法によって決定されなければならない(同 255 条 4 項 2 文)。評価モデルを利用する場合、モデルの形成、特にモデルに挿入される変数(要因)の決定が重要となる。この点について商法典ではなんら言及されていないが、評価モデルによって決定された実現可能利益をもとに分配が可能であることを考えれば、モデルの形成はきわめて重要な問題である⁽¹²⁾。

市場が不活発な場合の付すべき時価の決定においては、特に割引キャッシュフロー(DCF)モデルが利用される。DCF モデルによって将来キャッシュフローを予測し、経過時間やリスクに応じた割引率を用いて現在価値に割引計算して、付すべき時価が決定される。この場合、特にリスクフリーの金利、信用リスクプレミアムおよび流動性リスクプレミアムといった要因による適切な割引率の決定が特に重要となる⁽¹³⁾。市場価格が存在せず、評価モデルによる時価の決定も不可能な場合は、取得原価によって会計処理が行われなければならない(同 3 文)。

なお、商法典 255 条 4 項は、信用機関等の売買目的商品だけでなく、それが評価尺度とされるすべての貸借対照表項目の付すべき時価を決定するために適用される原則規定である。その意味

で当規定は、例えば、退職給付債務のための積立資産、商法典 246 条 2 項 2 文の意味における長期債務および同 253 条 1 項 3 文の意味における確定給付型退職給付債務にも適用される⁽¹⁴⁾。

Ⅲ 改正商法典とヘッジ会計

1 評価単位規定の新設

ヘッジ会計のための評価単位 (Bewertungseinheit) の形成が、商法典において次のように規定された。

商法典 254 条 評価単位の形成

¹資産、負債、未決取引または高い確率で期待される取引が、類似のリスクの発生により生じた逆方向の価値変動またはキャッシュフローを相殺する目的で金融商品と一体化される時 (評価単位)、逆方向の価値変動またはキャッシュフローが相殺される金額と期間において、249 条 1 項、252 条 1 項 3 号と 4 号、253 条 1 項 1 文および 256a 条を適用してはならない。²1 文の意味における金融商品には、商品の仕入れまたは販売に係る先物取引も該当する。

すでに正規の簿記の諸原則 (GoB) として認知され⁽¹⁵⁾、税法上も基準性原則 (所得税法 5 条 1a 項) の適用対象とされた評価単位による会計処理が、ここにはじめて法的根拠を与えられたのである。条文化により、これまで以上に確実に信頼できる基礎に立つてこのようなヘッジ会計が実施できることは、おおいに歓迎されるべきことといえよう。

上掲 254 条 1 文において、249 条 1 項は予想損失引当金の設定、252 条 1 項 3 号と 4 号は個別評価原則と実現原則、253 条 1 項 1 文は取得原価原則、256a 条は外貨換算をそれぞれ規定している。すなわち、同条文は、企業がヘッジ対象 (基礎取引) とヘッジ手段 (ヘッジ取引) に生じたそれぞれ逆方向の価値変動等 (損失と利益) を相殺するために評価単位を形成するときは、商法会計上の一般原則を適用除外とするものである。

商法典 254 条は、BilMoG 草案⁽¹⁶⁾ に対して修正がなされている。このような修正が行われたのは、評価単位の規定をより会計実務や評価単位の目的に合致させるためである⁽¹⁷⁾。すなわち、草案では評価単位における基礎取引とヘッジ取引の逆方向の価値変動等またはそのリスクの発生の「回避」が意図されていたのに対し、改正商法典においては、逆方向の価値変動等をそれらが実際に生じた金額と期間において「相殺」することと明確に規定されたのである。

BilMoG 参事官草案 (2007 年 11 月)

商法典 254 条 評価単位の形成

資産、負債、未決取引またはきわめて高い確率で予定される取引が、類似のリスクによる逆方向の価値変動またはキャッシュフローの相殺目的で明確に一体化される時 (評価単位)、逆方向の価値変動またはキャッシュフローが回避される限りにおいて、249 条および 253 条を適用してはならない。

BilMoG 政府草案 (2008 年 7 月)

商法典 254 条 評価単位の形成

資産、負債、未決取引または高い確率で予定される取引が、金利リスク、通貨リスクおよび債務不履行リスクまたは同様のリスクのヘッジ目的で金融商品と一体化されるとき（評価単位）、ヘッジされたリスクの発生が相殺される限りにおいて、249条1項、252条1項3号と4号、253条1項1文および256a条を適用してはならない。

254条は商法典第三編ですべての商人に適用される規定として条文化されており、それゆえ、法的形態や業種に関わりなく、すべての企業に適用される。また、254条は次のように285条23号によって補完され、附属説明書で評価単位について広範な記載を行うことが義務づけられる。

商法典 285 条 その他の義務記載

さらに、附属説明書では以下の事項が記載されなければならない。

.....

23. 254条を適用した場合、

- a) ヘッジのために評価単位に含まれる個々の資産、負債、未決取引および高い確率で予定される取引の金額、リスクの種類ならびに評価単位によりヘッジが行われるリスクの金額、
- b) ヘッジが行われる個々のリスクについて、その理由、金額および逆方向の価値変動またはキャッシュフローが将来的に相殺されることが予想される期間、計算方法、
- c) 評価単位に含まれる高い確率で予定される取引の説明。ただし、状況報告書に記載が行われる場合を除く。

このように、企業は評価単位を形成する場合、評価単位を構成する個々の基礎取引とヘッジ取引の金額、ヘッジするリスクの種類と金額、リスクの発生理由、金額、ヘッジが行われる期間および計算方法ならびに予定取引について、附属説明書でより詳細に記載しなければならない。

2 評価単位によるヘッジ会計

(1) 評価単位の会計処理

商法典 254 条は、ヘッジすべき基礎取引が、類似のリスクの発生による逆方向の価値変動またはキャッシュフロー（以下、価値変動とよぶ。）を相殺するため、金融商品すなわちヘッジ取引と一体化されるときは、基礎取引とヘッジ取引の逆方向の価値変動が相殺される金額と期間において商法会計の一般原則を適用しないこととする。

同規定によれば、基礎取引は特に金融商品に限定されないのに対し、ヘッジ取引は金融商品に限定される。その場合、商品の仕入れまたは販売に係る先物取引も金融商品とみなされる（同2文）。それゆえ、一般的に行われている商品先物取引による商品の仕入れや販売取引についてのヘッジ活動も、この規定により評価単位として形成することが可能となる。

評価単位において基礎取引とヘッジ取引（デリバティブ）に生じた逆方向の価値変動、すなわち損失と利益は、その期間において同額で相殺される。それに対し、それぞれの価値変動で相殺されずに残った部分については、非有効（非実効的）部分として不均等原則が適用され、損失が残った（超過した）場合は損益作用的に予想損失引当金の設定（または商法典 253 条の減額記入）が行われるが、それに対し、利益超過の場合はなんら考慮されない。言い換えれば、評価単位自

体に対しては、つねに商法会計の一般原則を適用して会計処理がなされることになる。

(2) 評価単位の記帳法

改正商法典においては、その理由説明を含め、評価単位の記帳法についてなんら言及がなされていない。評価単位の記帳法として、BilMoG 政府草案では価額固定法 (Einfrierungsmethode) と価額修正法 (Durchbuchungsmethode) が取り上げられていた⁽¹⁸⁾。価額固定法においては、基礎取引とヘッジ取引はいずれも評価単位の完了まで取得原価を上限として計上され、それぞれの価値変動は帳簿外で相殺され、相殺されなかった部分については、不均等原則により、損失超過の場合にのみ損益作用的処理をする。それに対して価額修正法では、基礎取引とヘッジ取引は決算日において付すべき時価で表示され、それぞれの価値変動も損益計算書に計上される。ただし、不均等原則の適用により、価値変動の相殺後に利益超過が生じる場合はそれを考慮しない⁽¹⁹⁾。

価額修正法は、不均等原則による制約を受けるものの、基礎取引とヘッジ取引の価値変動を決算書に反映させて評価単位の透明性を高めるという利点があるが、しかし、実際的な問題点もある。すなわち、ヘッジ方法としてマイクロヘッジ、マクロヘッジおよびポートフォリオヘッジが考えられるが、マクロヘッジまたはポートフォリオヘッジが行われる場合、評価単位を構成する個々の要素について価額修正を行うことがきわめて難しいという問題がそれである。これができなければ、評価単位の各要素について価額修正を行うことができない。これができない場合、その価値変動をなんらかの形で一括表示するしか方法がないと思われるが⁽²⁰⁾、いずれにせよ、価額修正を行う方法について商法典はなんら言及していない。

(3) 予定評価単位の形成

すでに実務で行われている予定取引のヘッジも、商法典 254 条ではじめて評価単位 (予定評価単位) として明記された。しかし、同規定やその理由説明において、予定評価単位の会計処理に関する言及はなんらみられない。

予定評価単位の場合、その性格上、通常の評価単位以上に根拠づけに厳格な要請が行われることになろう。予定評価単位の形成は、条文から明らかなように、基礎取引としての予定取引が高い確率で実施されることが前提となる。そのためには、決算日において予定取引が「高い確率」で実施されることが第三者 (監査人) によって確証され⁽²¹⁾、また予定取引が説得力ある理由とともに附属説明書で記載されることが必要である (同 285 条 23 項 c)。

予定評価単位に対しても、通常の評価単位の場合同様、商法会計の一般原則が適用される。すなわち、不均等原則により、基礎取引とヘッジ取引に生じる未実現損失が未実現利益を超過した場合にのみ損益作用的処理が行われ、利益超過の場合は考慮されない。

なお、予定評価単位の場合、ヘッジ取引の価値変動は副帳簿で記帳されることになる。たとえ評価単位に損失超過が予想され、それゆえ予想損失引当金が設定されるとしても、ヘッジ取引の価値変動は計上されない。予定取引が実施されたときにはじめて基礎取引の計上が行われ、それとともに、副帳簿に記帳されていたヘッジ取引の価値変動が損益作用的に計上されることになる⁽²²⁾。

(4) 評価単位の有効性

企業は評価単位を構成する基礎取引とヘッジ取引の逆方向の価値変動が決算日または将来的に

相殺されるかどうか、また相殺される場合はそれがどの程度であるかを決定しなければならない。しかし、商法典では、その理由説明を含め、価値変動の相殺が有効とされる範囲（幅）についてなんら言及されていない⁽²³⁾。この場合、評価単位の有効性を決定する方法の適用は企業に任される⁽²⁴⁾。企業は、基礎取引とヘッジ取引の種類や金額に相応しい適切なリスク管理システムにもとづき、評価単位の有効性を決定することになる⁽²⁵⁾。

決算において、形成された評価単位の基礎取引とヘッジ取引の損失と利益が同額で相殺され、相殺後に残った部分（非有効部分）については不均等原則が適用されて、損失超過の場合にのみ損益作用的処理が行われる。

(5) 評価単位への事後的組入れ

金融商品は保有目的に応じて会計処理が行われ、それゆえ、当初、売買目的で保有する金融商品を事後的に他に分類変更することが固く禁じられた。それに対して様々な批判があり、その結果、改正商法典では特別な場合に限って分類変更が可能となり（340e条3項4文）、同時に売買目的金融商品を評価単位に組入れることも可能とされた（同5文）。かくして、信用機関等で一般的に行われている売買目的金融商品を事後的に評価単位に含めることが、法的にはじめて容認されたのである。この場合、評価単位が完了した後は、必ずもとの売買目的商品に振戻さなければならない。なお、この規定は信用機関等にも適用され、他の業種には適用されない。

3 評価単位によるヘッジ会計の特徴

(1) 評価単位の記帳法

評価単位の形成が商法典で条文化されたにもかかわらず、その記帳法についてはなんら言及がない。既述のように、評価単位の記帳法として価額固定法と価額修正法の二つが考えられる。

価額固定法のもとでは、評価単位を構成する基礎取引とヘッジ取引の価額は固定され、価値変動は計上されない。この場合、それぞれに生じた価値変動は決算日において帳簿外で相殺され、相殺されずに残った部分については不均等原則が適用されて、損失超過の場合にのみ、それを予想損失引当金を通じて損益作用的に処理をし、利益超過となった場合は考慮しない。なお、予想損失引当金を設定せず、減額記入を行う場合にのみ、基礎取引の下方修正が行われる。

他方、価額修正法においては、基礎取引とヘッジ取引に生じた価値変動は、不均等原則の制約のもと、損益作用的に処理される。すなわち、それぞれに生じた損失と利益は、損失額を上限として、損失または利益として計上される。それらは損益計算書上で相殺され、その結果、損失超過のみが損益作用的となる。貸借対照表においても、基礎取引とヘッジ取引の価額は損失額を上限として修正される。価額修正法でも損失超過の場合にのみ損益作用的処理が行われるのは、価額固定法と同様である。

価額固定法、価額修正法のいずれにおいても、マイクロヘッジの場合、基礎取引とヘッジ取引の価値変動の対応づけは容易である。しかし、既述のように、マクロヘッジまたはポートフォリオヘッジの場合、価額修正法においては、価値変動の相殺後に残った部分、すなわち損失超過を評価単位の構成要素にいかにかつ配分するかが問題となる。このような超過部分を基礎取引またはヘッジ取引に配分することは、通常、不可能と思われる。ポートフォリオの価値変動をそれを構成する各要素に配分することはきわめて困難であるからである⁽²⁶⁾。

また、ポートフォリオヘッジの場合、商法典254条が規定するように、基礎取引とヘッジ取引

の価値変動の相殺を、それらが相殺される期間に限定することは、実際的に無理があるように思われる。なぜなら、例えば予定評価単位の場合、基礎取引とヘッジ取引の対応づけが期間を越えて行われることも考えられるからである⁽²⁷⁾。

(2) 有効性の証明

商法典 254 条の理由説明によると、企業は評価単位を形成する場合、基礎取引とヘッジ取引の価値変動が決算日または将来的に相殺されるかどうか、相殺される場合はそれがどの程度であるかを積極的に決定しなければならない⁽²⁸⁾。この要請は同 285 条 23 号 b による付属説明書の記載にまで及んでいる。すなわち、企業は付属説明書で、評価単位を構成する各取引の金額、ヘッジを行うリスクの種類と金額、リスクが発生する理由、ヘッジを行う期間および金額の計算方法、ならびに予定取引について詳細に記載しなければならない。

それに対し、評価単位の有効性を定める範囲については、BiMoG 政府草案や IFRS と異なり、改正商法典は特に規定していない。むしろ、有効性の範囲は商法典にとって無意味であるとする考えられている⁽²⁹⁾。商法典が評価単位の有効性の範囲を規定しないのは、当然の帰結と思われる。なぜなら、基礎取引とヘッジ取引の価値変動が相殺された後、相殺されずに残った部分はすべて非有効部分として会計処理されるからである。すなわち、評価単位における損失が利益を超過した場合、当該損失超過は損益作用的に処理されるが、逆の場合（利益超過）は考慮されない。このようにして、評価単位において基礎取引とヘッジ取引の損失と利益が同額で相殺され、相殺されなかった部分は非有効部分として不均等原則によって会計処理が行われる結果、評価単位の有効性は互いに対応する損失と利益の相殺という形で暗黙のうちに証明されることとなる⁽³⁰⁾。

(3) IFRS と商法典の相違

基礎取引とヘッジ取引の価値変動の相殺後に利益超過が生じる場合、IFRS と商法典との間に会計処理上の相違が生じる。表 1 は、価値変動リスクをヘッジした際に生じる IFRS と商法典との相違を示したものである⁽³¹⁾。ここでは、基礎取引に - 10、ヘッジ取引に + 11 の価値変動が経済的に発生したものと想定されている。

表 1 IFRS と商法典による評価単位の会計処理

		経済的実態	会計処理
IFRS	基礎取引	- 10	- 10
	ヘッジ取引	+ 11	+ 11
商法典	基礎取引	- 10	- 10
	ヘッジ取引	+ 11	+ 10

この場合、IFRS によれば、価値変動によるヘッジ取引の利益 + 11 は全額が損益作用的に処理される。それに対し、基礎取引は価値変動によって損失 - 10 が計上され、ヘッジ取引に生じた利益と相殺される結果、価値変動の差として利益 + 1 が生じる。

他方、商法典による場合、基礎取引とヘッジ取引の価値変動は損失 - 10 を上限として相殺される。相殺されずに残った部分（ヘッジ取引の + 1）は、不均等原則により利益超過として考慮外

とされる。

以上のように、評価単位自体について利益超過が生じた場合、IFRSと商法典との間に相違が生じるのであるが、これは、事例とは逆に基礎取引に利益(+11)、ヘッジ取引に損失(-10)が生じた場合においても同様である。この場合、IFRSによると、基礎取引は利益の全額(+11)で修正されるのに対し、商法典の場合は利益超過(+1)は考慮されない。かくして、IFRSと商法典は、基礎取引とヘッジ取引の価値変動から損失超過が生じた場合にのみ、会計処理が一致する。

評価単位によるヘッジ会計は、基礎取引とヘッジ取引の価値変動(損失と利益)の相殺が損失を上限値として行われるという制約があるものの(不均等原則)、それぞれに生じた価値変動を当該期間中に相殺してヘッジ活動の成果を決算書に反映させようとするものであり、基本的に時価ヘッジ会計に属するといえる。その意味において、商法典254条による評価単位の新規定は、企業にIFRSと同等のヘッジ会計を法的に保証するものとして評価できると考えられる。

IV おわりに

本稿での考察を要約すれば、以下のとおりである。

- (1) 施行となったBiMoGそれゆえ改正商法典において金融商品の時価評価が導入されたが、その適用がBiMoG草案に対してかなり限定的なものになった。すなわち、金融商品の時価評価が信用機関・金融サービス業の保有する売買目的商品にのみ適用されることとなり、一般事業会社への適用は見送られた。
- (2) 時価評価の導入とともに、実現原則と取得原価原則の解釈が部分的に見直されることになった。販売により実現した収益(利益)に損益作用的計上を限定する従来の実現原則は、売買目的商品の「実現可能」利益の計上のために放棄され、それとともに売買目的商品はつねに付すべき時価で、場合によっては取得原価以上で査定しなければならなくなった。
- (3) すでに実務や税法上で認知されている評価単位によるヘッジ会計が改正商法典ではじめて条文化された。このヘッジ会計においては、基礎取引とヘッジ取引を一つの評価単位とみなして、それぞれに生じた逆方向の価値変動すなわち損失と利益を相殺し、相殺されずに残った部分については不均等原則により、損失超過の場合にのみ損益作用的に処理をする。
- (4) 評価単位によるヘッジ会計は、期間中に生じた基礎取引とヘッジ取引の価値変動を相殺する形で当該期間のヘッジ活動を決算書に反映させようとするものであり、その意味で時価ヘッジ会計に属すると考えられる。それゆえ、商法典における評価単位の新規定は、IFRSと同等のヘッジ会計を法的に保証するものと評価することができる。
- (5) 評価単位によるヘッジ会計は、一方で商法会計の基本的枠組を維持しながら、他方でIFRSと同等の時価ヘッジを取り入れることにより、経済的実態に合致したヘッジ活動の成果を決算書に反映させるものとして、独自性を有している。

BiMoGの施行それゆえ商法典の改正により、長年に及んだドイツ会計法改革の論議にひとまず決着がついた。世界的な金融市場危機の影響を受けながらも、ドイツ会計法はBiMoGによって現代化され、それによりIFRSと同等であるがより簡素であり、経費面でも適切な企業会計の代替案が提供されることになった。しかし、これで、ドイツ会計それゆえ金融商品の評価やヘッ

ジ会計の改革が完了したわけではない。例えば、時価評価の適用が信用機関等の売買目的商品に限定されており、その限り、一般事業会社の外部報告会計の透明性は改善されていない。また、ヘッジ会計における価額修正法の処理方法や予定評価単位の会計処理等について、その具体化のための一層の検討が必要と思われる。引き続き、IFRS への対応を含め、ドイツ会計の今後の展開を注視しなければならない。

注

- (1) 拙稿「評価単位に基づくヘッジ会計の新展開－ドイツ会計法現代化法草案の規定を中心に－」『県立広島大学経営情報学部論集』第1号, 2009年2月, 41-53頁。
- (2) Helke, Iris/Wiechens, Gero/Klaus, Andreas, Zur Umsetzung der HGB-Modernisierung durch das BilMoG: Die Bilanzierung von Finanzinstrumenten, in: Der Betrieb, Beilage zu Heft 23, 2009, S. 34f.
- (3) Ebenda, S. 34.
- (4) Ebenda, S. 36.
- (5) Ebenda, S. 35.
- (6) Ebenda, S. 35f.
- (7) Deutscher Bundestag, Beschlussempfehlung und Bericht des Rechtsausschusses(6. Ausschuss) zu dem Gesetzentwurf der Bundesregierung (Drucksache 16/10067), Drucksache 16/12407, 03. 2009, S. 92.
- (8) Ebenda, S. 92.
- (9) Ebenda, S. 92.
- (10) Bundesregierung, Gesetzesentwurf der Bundesregierung eines Gesetzes zur Modernisierung des Bilanzrechts (Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz), Drucksache 16/10067, 07. 2008, S. 61.
- (11) Ebenda, S. 61.
- (12) Helke, Iris/Wiechens, Gero/Klaus, Andreas, a.a.O., S. 37.
- (13) Ebenda, S. 37.
- (14) Ebenda, S. 37.
- (15) 評価単位によるヘッジ会計に関わるGoBとして、例えば、次のBFA意見書がある。
Bankenfachausschuß des Instituts der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e.V., Stellungnahme BFA 2/1993, Bilanzierung und Prüfung von Financial Futures und Forward Rate Agreements, in: Die Wirtschaftsprüfung, Heft 16, 1993, S. 517-518, Stellungnahme BFA 2/1995, Bilanzierung von Optionsgeschäften, in: Die Wirtschaftsprüfung, Heft 12, 1995, S. 421-422. 詳細については、拙稿「ドイツにおけるデリバティブ会計の制度的基盤」古賀智敏編著『ファイナンス型会計の探求』中央経済社, 2003年12月, 144-172頁参照。
- (16) Bundesministerium des Justiz, Referentenentwurf eines Gesetzes zur Modernisierung des Bilanzrechts (Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz), 11. 2007, Bundesregierung, a.a.O.
- (17) Deutscher Bundestag, a.a.O., S. 86.
- (18) Bundesregierung, a.a.O., S. 211.
- (19) 価額固定法(価値凍結法)と価額修正法(価値修正法)の詳細については、拙稿「評価単位に基づくヘッジ会計の新展開－ドイツ会計法現代化法草案の規定を中心に－」『県立広島大学経

『営情報学部論集』第1号, 2009年2月, 47頁以下参照。

- (20) Helke, Iris/Wiechens, Gero/Klaus, Andreas, a.a.O., S. 33.
- (21) Ebenda, S. 31.
- (22) Ebenda, S. 31.
- (23) 例えば, IAS 第39号では, 損失と利益の比率の幅として80%~125%が提示されている。
IASB, *International Accounting Standard No. 39, Financial Instruments: Recognition and Measurement*, AG105(b), revised January 2008.
- (24) Deutscher Bundestag, a.a.O., S. 86.
- (25) Ebenda, S. 86, Helke, Iris/Wiechens, Gero/Klaus, Andreas, a.a.O., S. 33.
- (26) Helke, Iris/Wiechens, Gero/Klaus, Andreas, a.a.O., S. 33.
- (27) Ebenda, S. 33.
- (28) Deutscher Bundestag, a.a.O., S. 86.
- (29) Ebenda, S. 86.
- (30) Helke, Iris/Wiechens, Gero/Klaus, Andreas, a.a.O., S. 33f.
- (31) Ebenda, S. 34.